

長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則案要綱

事 項	説 明
1 改正理由	被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る証明書を交付することに伴い、改正するもの
2 主な内容	被用者保険の被扶養者であった被保険者が資格を喪失した場合において、資格を喪失したことの証明書の交付を受けようとするときは、後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書を提出するものと定める（第3条関係）。
3 施行期日	公布の日から施行する。